

役員報酬規程

特定非営利活動法人

豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークの役員
の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 当法人は、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費及び役員（監事を
除く）の労務提供の対価（給与）については、支給することができる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の決議をもとにこれ
を定める。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク
従業員の就業に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、労働基準法（以下「労基法」という。）第 89 条に基づき、特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク（以下「団体」という。）の従業員の労働条件、その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規程に定めた事項のほか、就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は、団体に勤務するすべての従業員に適用する。
- 2 従業員を次のように区分する。
- (1) 正職員・・・期間を定めずに常勤として雇用された者で、団体の目的遂行のために直接担当業務だけでなく幅広い業務を担当できる立場の者をいう
 - (2) 有期雇用職員・・・特定の業務に対して、有期雇用契約に基づいて雇用された者をいう（常勤又は週 20 時間以上の勤務を行う者とする）
 - (3) パートタイマー・・・有期雇用職員のうち、特に週の所定労働時間が短い者をいう

(規程の遵守)

- 第3条 団体は、この規程に定める労働条件により、従業員に就業させる義務を負う。
また、従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱)

- 第4条 団体は、従業員の社会保険及び労働保険に関する手続き並びに労務管理及び健康管理のために必要最低限の範囲内で個人情報を取得する。
- 3 従業員から提出された雇入れ時若しくは定期的健康診断の結果又は医師の診断書等の健康管理に関する情報は、従業員の健康管理のために利用するとともに、必要な場合には産業医等に診断、意見聴取のために提供するものとする。

(機密保持義務)

- 第5条 従業員は、在職及び退職後にかかわらず団体の業務上知りえた機密および不利益となる事項を他に漏らさない。

(雇用契約)

第6条 団体は、従業員と雇用契約を結ぶ。

(異動及び休職)

第7条 団体は業務上必要がある場合は、従業員（正職員）に対し転勤、派遣、事業場・職務の変更、出向、転籍等の異動を命ずることがある。

2 従業員は、理事長の認めるところにより休職できる。

(労働条件の明示)

第8条 団体は、従業員の採用に際しては、賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、退職に関する事項その他の労働条件を明らかにするために書面を交付して労働条件を明示するものとする。

(勤務日)

第9条 勤務日は、各自の雇用契約で定める。

(始業、終業時刻及び休憩時間)

第10条 原則として、始業、終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

午前9時30分～午後5時30分

休憩時間 午後12時30分より60分間

2 業務の都合その他の事情で、臨時の必要がある場合は、事前に予告のうえ前項の始業、終業の時刻及び休憩時間を変更することがある。

(休憩時間の利用)

第11条 従業員は、休憩時間を自由に利用することができる。

2 従業員は、他の従業員の休憩を妨げないようにしなければならない。

(出退勤の明示及び記録)

第12条 従業員は、出退勤にあたっては所定の方法により出退勤の事実を明示及び記録する。

(遅刻欠勤等)

第13条 従業員は、遅刻、早退、欠勤または勤務時間中に私用で事業場から外出するときは、速やかに事務局に届けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に申し出ることができなかつた場合、連絡が可能になり次第、直ちに届けなければならない。

2 従業員は、正当な理由なく、遅刻、早退または欠勤をしないように心がけ、勤務時間中は職務に専念し、みだりに事業場を離れない。

(休日)

第14条 休日は、原則として月曜日および火曜日とし、各自の雇用契約で定める。なお、各自の雇用契約で定める際に、一週間に1日以上の日となるようにする。

2 臨時の休業日を、理事長が年度ごとに夏季及び年末年始に定める。

(休日振替)

第15条 団体は、業務上の都合よりやむを得ない場合は、休日を他の日に振り替えることがある。

2 前項により休日の振替を行う場合は、前日までに振り替える日を従業員と協議の上、特定し定める。

3 休日を振り替えた場合でも、原則として4週間に4日の休日は確保する。この場合の4週間の起算日は、毎月1日とする。

(時間外労働及び休日労働等)

第16条 団体は、業務の都合その他必要があるときは、従業員に対し時間外又は休日、深夜に勤務させることがある。

2 法定の労働時間を超える場合、法定の休日に労働させる場合は、事前に労使協定を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

3 時間外又は休日の勤務を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

4 第2項の規定は、監督もしくは管理の地位にある者または機密の事務を取り扱う者には適用しない。

(出張等の勤務時間)

第17条 従業員が、団体の命令により出張その他社外で勤務する場合において、勤務時間を算定しがたいときは、原則として第6条の時間を勤務したものとみなす。ただし、理事長があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りでない。

(年次有給休暇)

第18条 従業員に対し、勤続6ヶ月経過後、法定どおりの年次有給休暇を与える。ただし、前1年間(採用当初は前6ヶ月)の所定勤務日数の8割以上出勤した場合に限る。

2 年次有給休暇は、従業員が指定した時季に与える。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合には他の時季に変更することがある。

(産前産後の休業等)

第19条 従業員は、個別の法律の定めるところにより、産前産後の休業、母性健康管理のための休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児時間、生理休暇、裁判員等のための休暇を利用することができる。

(法定外休暇)

第20条 法定外休暇として、慶弔休暇を定める。ただし、雇用契約が、いわゆるフルタイム労働者以外は、適用しない。

(慶弔休暇)

第21条 慶弔休暇は、下記とする。

本人が結婚したとき	3 日
妻が出産したとき	5 日
配偶者、子又は父母が死亡したとき	5 日
兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき	2 日

なお、妻及び配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。

(賃金の種類)

第22条 従業員の賃金の種類は次のとおりとする。

- (1)基本給
- (2)通勤手当
- (3)その他必要に応じて定める手当

(賃金の支払い方法)

第23条 賃金は内訳を明示して現金で支払う。なお、次に掲げるものは支払いの際に予め控除する。

- (1)源泉所得税
- (2)特別徴収の住民税
- (3)健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金の保険料の被保険者負担分
- (4)雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5)その他、従業員の便宜のため控除協定により行うもの

2 現金の支払いに代えて、従業員名義の金融機関口座への振込によることができる。

(賃金の計算期間および支払日)

第24条 賃金は前月 1 日から起算し、末日に締切って計算し、翌月の 15 日に支払う。

ただし、支払日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日のときは、その前日に支払う。

(賃金の計算方法)

第25条 遅刻、早退、欠勤などにより所定労働時間の全部または一部を休業したときは、その休業した時間に対応する賃金を支給しない。

(賃金の日割計算)

第26条 賃金締切り期間の途中で入社、退職、解雇、休職、復職した者に対する当該締切り期間における賃金は、日割りで計算して支給する。

(基本給)

第27条 基本給は、理事長が団体の財務状況、最低賃金等を勘案して原則として個別の雇用契約により定め、雇用契約上の基本給の計算基準日に乗じて計算する。ただし、パートタイマーの場合は、時給を定め、勤務時間に乗じて計算する。

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、交通機関を利用して通勤する者に対し定期券購入費に相当する実費を支給する。ただし、上限金額は、1ヶ月あたり金1万円とする。

(住宅手当)

第29条 以下の条件に該当する従業員に対して、住宅手当として金1万円を支給する。ただし、本条は原則として正職員及び有期雇用職員を対象とする。

- (1) 団体事務局（豊島区池袋）から半径3.0km圏内にある賃貸物件に居住し、かつ、世帯主として賃料を支払っていること
- (2) 交通機関を利用せずに通勤が可能なこと

(休暇等の賃金)

第30条 年次有給休暇、慶弔休暇により休んだ期間については、通常の賃金を支払う。
2 産前産後の休業、母性健康管理のための休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休業、育児時間、生理休暇、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

(賃金の改定時期)

第31条 定期昇給は実施しない。

2 従業員の賃金の改定は、団体の運営方針や財務状況、最低賃金等を勘案して必要に応じて実施する。

3 団体の運営状況や財務状況が変動した場合等には、臨時に降給改定を行うことがある。

(退職)

第32条 従業員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とする。

- (1) 退職を願い出て理事長が承認したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき。
- (4) 7 日以上の無断欠勤をし、連絡が全く取れない者は自己都合による退職の意思表示を無断欠勤の初日としたものとみなしそのとき。

(退職手続)

第33条 従業員が自己の都合により退職しようとする場合は、少なくとも1ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

2 退職願を提出した者は、理事長の承認があるまでは従前の業務に服さなければならない。ただし、前条(2)から(4)についてはこの限りではない。

(解雇)

第34条 団体は、次の各号に該当する場合、従業員を解雇することがある。

(1) 普通解雇

- ① 精神または身体の障がいまたは虚弱、傷病、その他の事由により、業務に耐えられないと認められる場合
- ② 就業状況が、著しく不良で就業に適さないと認められる場合
- ③ 労務提供が不完全で、注意または指導しても改善の見込みがないと認められる場合
- ④ 故意に他の団体の事業に従事する者の作業を妨害するなど団体の業務に支障をきたすと認められる場合
- ⑤ その他に前項事由に準じるやむを得ない事由が認められる場合

(2) 懲戒解雇

- ① 刑法その他法律に触れる行為をおこない、犯罪の事実が明白な場合、特に業務中に他人に暴力を加えた場合
- ② 故意又は重過失により災害又は事業上の事故を発生させ、団体の業務を妨害し、重大な損害を与えた場合
- ③ その他に前項事由に準じるやむを得ない事由が認められる場合

(3) 整理解雇

- ① 事業の縮小その他団体のやむを得ない事由がある場合で、ほかの職務に転換させることができないと認められる場合
- ② 天災事変その他の事業の運営上やむを得ない事由により、事業の継続が不可能

となり、雇用を維持することができないと認められる場合

③ その他に前項事由に準じるやむを得ない事由が認められる場合

(解雇の予告)

第35条 前条により解雇する場合は、30日前に本人に予告し、または労働基準法に規定する平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給する。ただし、前条第1項第2号に該当する場合は、予告期間を設けることなく即時に懲戒解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当(平均賃金の30日分)を支給しない。

(精算)

第36条 従業員は、退職しようとするとき(解雇を含む。)は、すみやかに団体から支給された物品を返還し、及び団体に対する債務を清算しなければならない。

(損害補償)

第37条 従業員が故意または過失によって団体に損害を与えた場合は、その全部または一部の賠償を求めることがある。ただし、これによって第36条第1項第2号の制裁を免れるものではない。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第38条 事業場または関連する場所においてセクシュアルハラスメントと判断される相手方の望まない性的言動により、他の団体の事業に関わる者の不利益や不快感を与えるなど、事業場の環境を害するようなことをしてはならない。

2 団体は、セクシュアルハラスメントに関する相談窓口を設置する。団体は秘密を厳守し、相談したことに対する労働条件の不利益な扱いはしない。

(マタニティーハラスメントの禁止)

第39条 事業場または関連する場所においてマタニティーハラスメントと判断される女性従業員への妊娠、出産、産前産後休業などに係る言動により、当該女性従業員へ不利益や不快感を与えるなど、事業場の環境を害するようなことをしてはならない。

2 団体は、マタニティーハラスメントに関する相談窓口を設置する。団体は秘密を厳守し、相談したことに対する労働条件の不利益な扱いはしない。

(安全衛生の遵守義務)

第40条 団体および従業員は、事業場における安全および衛生の確保に関する法令および団体諸規定で定められた規程を遵守し、相互に協力して労働災害の未然防止に務めなければならない。

(健康診断)

第41条 従業員に対しては、採用の際及び毎年1回、定期的に健康診断を行う。費用は団体負担とする。

- 2 健康診断の結果必要と認めるときは、精密検査を受ける。また、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮その他の健康保持上必要な措置を命じることがある。
- 3 長時間の労働や業務により疲労の蓄積が認められる従業員に対して、その者の申出により医師の面接指導または診断を行う。その場合は、前項の規程を準用する。
- 4 前3項に要した時間(採用の際の健康診断は除く。)は、労働時間として扱い通常の賃金を支給する。ただし、健康保持上必要な措置に関しては適用しない。
- 5 団体は労働衛生法により健康診断結果(精密検査を含む。)を把握する義務があるため、その健康診断結果の写しを団体が保管することとする。

(就業禁止等)

第42条 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者、又は疾病のために他人に害を及ぼすおそれのある者、その他医師が就業不相当と認めた者は、就業させない。

- 2 従業員は、同居の家族又は同居人が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いのある場合には、直ちに団体に届け出て、必要な指示を受けなければならない。

(自己保健義務)

第43条 従業員は、日頃から自らの健康保持、増進及び傷病予防に務め、団体が実施する所定の健康診断は必ず受診し、健康に支障を感じた場合は進んで医師の診察を受けるなどの措置を講じるとともに、団体に申し出てその回復のため療養に務める。

(災害補償)

第44条 従業員が業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかり、もしくは障がいを負いまたは死亡した場合は、労基法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

- 2 労働基準法第76条に基づく休業補償は、最初の3日間は平均賃金の百分の百を行う。

(無期労働契約への転換)

第45条 期間の定めのある労働契約で雇用する従業員のうち、通算契約期間が5年を超える従業員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契

約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある社員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した従業員に係る就業条件は、転換時に改めて決定するものとする。

(社会保険の加入基準)

第46条 団体は、以下の各号すべての基準に該当する職員について、社会保険に加入させるものとします。

- (1) 週の所定労働時間が20時間以上である有期雇用職員であること
- (2) 雇用契約期間が2か月超であること
- (3) 団体における給与が本人の主たる給与となる者であること

2 雇用保険の加入条件は法令通りとする。

(公益通報者の保護)

第47条 団体は、従業員から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定めるところにより処理を行う。

(疑義および解決)

第48条 団体と従業員の間で、特別の事情のためにこの規程によりがたい場合及び適用上の疑義および紛議の解決が必要な時は、原則として理事長がこれにあたる。

(細則)

第49条 この規定の施行について必要な細則は、理事長が定める。

2 規程番号の付与及び変更は、他の規程等の制定及び改廃に伴い、理事長が決定する。

付則

この規程は、平成29年9月5日から施行する。

平成30年7月15日付で以下の改定を行う。

- ・第2条（適用範囲）に従業員の区分を追加
- ・第24条（賃金の計算期間および支払日）の改定
- ・第29条（住宅手当）の新設
- ・条番号の繰り下げ

（住宅手当の新設により旧29条（休暇等の賃金）を30条に繰り下げ。以後、1つつ繰り下げ）

令和2年7月1日付で以下の改定を行う。

- ・第2条（適用範囲）第2項（2）有期雇用職員の定義
- ・第16条（時間外労働及び休日労働等）について時間外労働有りに変更
- ・第46条（社会保険の加入基準）を追加
- ・条番号の繰り下げ（旧46条を47条に繰下げ。以後、1つずつ繰り下げ）

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKU WAKUネットワーク	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	----------------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	57,000 円
賛助会員受取会費	181,500 円
受取寄附金	18,783,134 円
受取助成金	27,109,981 円
プレーパーク事業業務委託料収益	10,085,908 円
豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託料収益	9,181,216 円
としま子ども若者応援基金を活用したひとり親家庭への食糧支援事業の委託料収益	959,970 円
Museum Start あいうえのダイバーシティプログラム運営補佐業務委託料収益	13,200 円
講演執筆等収入	1,326,192 円
印税収入	140,000 円
ショートステイ事業に関する WAKUWAKU ホームの使用料収入	231,000 円
子ども食堂開催のための WAKUWAKU ホームの使用料収入	20,000 円
受取利息	168 円
	円
合 計	68,089,269 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和3年4月1日~ 令和4年3月31日	3,600,000 円
			給与	令和3年4月1日~ 令和4年3月31日	2,400,000 円
			給与	令和3年4月1日~ 令和4年3月31日	729,171 円
			給与	令和3年4月1日~ 令和4年3月31日	600,000 円
			給与	令和3年4月1日~ 令和4年3月31日	

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ~令和4年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
29人	21,989,865 円

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務提供の年月	対価の額	その他の取引条件等
		不動産の一部を当法人が賃借して事務所・倉庫として使用している。	R3.4.1～ R4.3.31	840,000円	賃貸借契約書による 事務所：月額50,000円 倉庫：月額20,000円
		事務所電気料	R3.4.1～ R4.3.31	97,458円	メーター検針による実費
		謝金（食材等の運搬）	R3.4.22～ R3.10.28	66,000円	豊島区内の子育て世帯に対する食糧支援事業謝金規定による 単価3,000円
		食品保管委託の謝金（自宅冷蔵庫を使用）	R3.4.1～ R3.6.30	30,000円	商品寄託業務委託契約書による。 月額10,000円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.14～ R4.3.22	20,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（ボランティア・利用者・関係業者等への連絡とりまとめ）	R3.9.19～ R4.3.31	14,000円	豊島区内の子育て世帯に対する食糧支援事業謝金規定による 単価2,000円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.14～ R4.3.30	32,000円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（ボランティア・利用者・関係業者等への連絡とりまとめ）	R3.9.18～ R4.3.31	14,000円	豊島区内の子育て世帯に対する食糧支援事業謝金規定による 単価2,000円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.14～ R4.3.29	48,000円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		WAKUWAKUホームの一部使用料の受取り	R3.4.1～ R4.3.31	600,000円	賃貸借契約書による 月額50,000円
		WAKUWAKUホーム利用料（ショートステイ事業）	R3.4.1～ R4.3.31	231,000円	合意書による ショートステイ1回9,000円 トワイライトステイ1回3,000円

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務提供の年月	対価の額	その他の取引条件等
		謝金（ファシリテーター）	R3.7.29～ R3.10.8	120,000円	基盤強化会議 1回30,000円
		謝金（ファシリテーター）	R3.8.2	10,000円	居住支援勉強会 1回10,000円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.14～ R4.3.31	12,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.30～ R4.3.31	12,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.12.1～ R4.3.31	14,400円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.1～ R4.3.31	38,400円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.14～ R4.3.16	20,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食材等の運搬）	R3.5.17～ R4.2.13	27,000円	豊島区内の子育て世帯に対する食糧支援事業謝金規定による 単価3,000円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.14～ R4.3.29	25,600円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R3.11.20～ R4.3.31	68,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金（食品等を対象家庭に届ける）	R4.2.24～ R4.3.29	12,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務提供の年月	対価の額	その他の取引条件等
		謝金(食品等を対象家庭に届ける)	R4.2.24~ R4.3.29	25,600円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金(食品等を対象家庭に届ける)	R3.11.1~ R4.3.29	12,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金(食品等を対象家庭に届ける)	R3.11.14~ R4.3.16	12,800円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金(食品等を対象家庭に届ける)	R3.11.1~ R4.3.16	38,400円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金(食品等を対象家庭に届ける)	R3.11.30~ R4.3.31	25,600円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金(食品等を対象家庭に届ける)	R3.11.14~ R4.3.16	17,600円	豊島区支援対象児童等見守り強化事業に係る業務委託契約書による 1世帯1,600円
		謝金(ボランティア・利用者・関係業者等への連絡とりまとめ)	R4.2.28	6,000円	豊島区内の子育て世帯に対する食糧支援事業謝金規定による 単価2,000円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和3年4月1日～令和4年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKUネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請	
栗林知絵子		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
天野敬子		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
山本道子		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
西郷泰之		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
荒砥悦子		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
山田和夫		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
松宮徹郎		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任
大桃晃子		理事		○							平成 25 年 8 月 1 日就任

林千晶		監事		○								平成29年7月 1日就任 令和3年6月 30日退任
酒井文子		監事		○								平成29年7月 1日就任 令和3年6月 30日退任
長岡恵美子		監事		○								令和3年7月 1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(発展会計)使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(発展会計)使用 ルーズリーフ	都度	7年
現金出納帳	表計算ソフト(エクセル)使用 ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	会計ソフト(発展会計)使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	表計算ソフト(エクセル)使用 ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		✓				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意						
する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書等の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
-----	------------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	-------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	-------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	---	-------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ